

地域の守り手育成型方式（試行）の結果について

令和 6 年 2 月 福島県入札監理課

1 趣旨

令和5年2月の第88回入札制度等監視委員会において見直しを行った項目について、令和5年11月末までの入札結果を基に見直し後の結果をまとめましたので報告します。

また、地域の守り手育成型方式の実施状況を整理し、見直し後の課題等を洗い出し、地域の守り手育成型方式の今後の方針について検討します。

2 見直し後の効果について

見直し項目	見直し内容
(1) 内申企業数、 指名企業数の緩和	建設事務所管内の登録企業が9者以上12者未満の場合、「内申9者以上、指名7者以上」に減することができる
<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 登録企業数が内申企業数に満たない管内に対応する見直し。 登録企業数が12者未満の管内でも地域の守り手育成型方式の適用工事が発注可能となり、守り手企業に申請している意欲のある企業の指名や地域の守り手となる地元企業を指名することが可能となる。 <p>【結果】（資料 2-1 P1 表 1、P2 表 2、資料 2-2 番号 507、508）</p> <ul style="list-style-type: none"> 見直しにより地域の守り手育成型方式で発注可能となる管内は、次の4管内となる。 建築工事：1管内（南会津） 電気設備工事：1管内（県中） 暖冷房衛生設備工事：2管内（会津若松、いわき） 令和5年度（4月～11月）に発注可能となった4管内のうち2管内（県中、いわき）において、地域の守り手育成型方式により発注した工事がある。 <p>【実績・分析】</p> <p>○地域の守り手育成型方式で発注することができる管内の拡大がみられるが、実施していない管内もある。</p> <p>残り2管内について、会津若松管内は対象案件なし、南会津管内は条件付一般競争入札で1件実施している。</p>	
(2) 総合評価方式 (地域密着型)の特例	総合評価方式（地域密着型）で発注する際に特例として地域要件を「隣接3管内」までとする
<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設事務所管内の登録企業数が9者未満の場合、地域の守り手育成型方式対象工事は総合評価方式（地域密着型）を適用するため、特例として地域要件を「県内」に広げず「隣接3管内」までとすることにより、より地元の企業が受注できるようにする。 <p>【結果】（資料 2-1 P1 表 1）</p>	

- ・見直しにより地域要件を隣接3管内までとする管内は、次の9管内となる。
電気設備工事：5管内（県南、会津若松、喜多方、南会津、相双）
暖冷房衛生設備工事：4管内（県南、喜多方、南会津、相双）
- ・令和5年度（4月～11月）に見直し対象の9管内のうち2管内（県南、相双）において、特例を適用した工事の発注があった。

【実績・分析】

- 見直し対象の9管内にて3千万円未満の工事を発注した件数は5件。
2件（県南、相双）は特例を適用し発注していたものの、残り3件は価格競争や特例を適用しない地域密着型で発注している。
- 地域密着型の特例を適用する工事（電気設備工事、暖冷房衛生設備工事）の発注件数が少なく、工事毎に発注者が判断し発注している状況。
- 今後、地域密着型の特例について、発注工事内容を考慮し適用することを発注者へ促していき効果・検証を進めることとする。

(3) 選考基準の追加、運用見直し	選考基準に「実績・経験」及び「地域貢献」を追加することとし、地理的要件や技術的適性の運用を見直した
--------------------------	---

【目的】

- ・実績・経験や地域貢献を選考基準に追加することにより、品質確保及び地元企業の育成の観点を選考できるようにする。
- ・工事毎に地域の実情や工事内容が異なることから、地域・工事特性を考慮し指名選考できるようにする。

【結果】（資料2-1 P5 表6、P6 表8）

- ・追加した選考基準や技術的適性等の見直しにより指名選考し、令和5年度（4月～11月）に79件契約している。
- ・令和5年度（4月～11月）と令和4年度までの入札結果を比較すると、令和5年度（4月～11月）の方が格付等級Aランク企業の受注割合が高くなっている。
また、同一市町村企業の受注割合も令和5年度（4月～11月）の方が高くなっている。

【実績・分析】

- 選考基準に実績・経験、地域貢献を追加、設定することにより、より地域の安全・安心を支える地域の守り手企業が指名選考されるものと考ええる。
- 格付等級Aランク企業の受注割合が高くなっていることから、より良い品質確保が図られるものと考ええる。
- 実績・経験や地域貢献を選考基準に設定したことによる影響について、今後の入札結果等を注視していく。
- 令和5年度4月の見直しでは地域の守り手育成型方式を適用する工事は原則、当該方式を適用し発注されるよう選考基準等の見直しを実施している。
当該見直しにより地域の守り手育成型方式での発注件数が増えるものと想定していた、しかし、昨年度までと11月までの契約状況を比較すると当該方式の発注割合が減少している。
(資料2-1 P2 表2、P3 グラフ1)

3 課題整理について（発注が増えない要因）

（１）指名適用範囲の考えについて（地域の守り手企業の考え方）

制 度	発注者
<ul style="list-style-type: none"> ・指名選考範囲について、建設事務所管内としている。 ・建設事務所管内の登録企業数が 12 者以上の場合、「内申 12 者以上、指名 9 者以上」としている。 <p>※2（１）のとおり、建設事務所管内の登録企業数が 12 者未満の場合、「内申 9 者以上、指名 7 者以上に減ることができる」緩和措置あり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発注者が考える地域の守り手の対象範囲は土木事務所管内と考えているところが多い。 ・内申 12 者以上を確保するため、他土木事務所管内の企業を指名選考している。 ・総合評価方式（地域密着型）の方が地元企業の地理的優位性がある地域がある。

令和 5 年度（4 月～11 月）の受注者の地域性

地域の守り手育成型	一般土木	舗装	建築	電気設備	暖冷房 衛生設備	全体	割合 (%)
同一市町村	47	6	4	1	6	64	81.0
土木事務所管内	11	1	1	0	0	13	16.5
建設事務所管内	1	0	0	1	0	2	2.5
隣接 3 管内	—	—	—	—	—	—	—
計	59	7	5	2	6	79	100.0

条件付一般競争入札	一般土木	舗装	建築	電気設備	暖冷房 衛生設備	全体	割合 (%)
同一市町村	146	46	6	6	12	216	70.1
土木事務所管内	44	21	0	1	0	66	21.4
建設事務所管内	10	6	1	0	1	18	5.8
隣接 3 管内	—	0	4	3	1	8	2.6
計	200	73	11	10	14	308	100.0

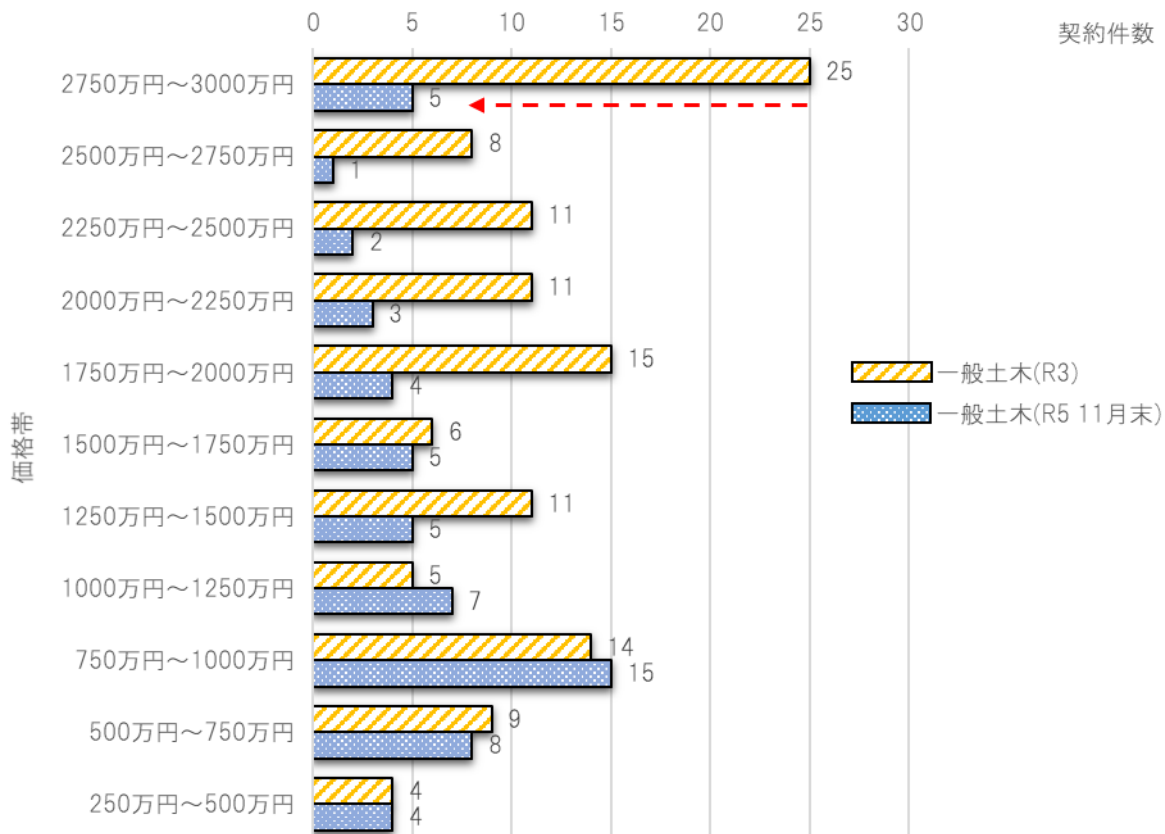
○受注者の地域性として土木事務所管内の企業が受注している割合については、地域の守り手育成型方式で 97.5%、条件付一般競争入札で 91.5%となっており、いずれの入札制度においても土木事務所管内の企業が受注している結果となっている。

○地域の守り手の対象範囲を土木事務所管内と考えた場合、一般土木工事と舗装工事で土木事務所管内において 12 者に満たない管内が 6 土木事務所管内ある。

(2) 技術力、品質確保について

制 度	発注者
<ul style="list-style-type: none"> ・指名選考にあたり、「技術的適性」、「実績・経験」、「地域貢献」を考慮することにより技術力を評価することとしている。 ・県工事の施工実績が無い企業も県民の安全安心を担う地元企業と捉えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一部、工事内容から県工事等の実績を求める必要があると判断し、地域の守り手育成型方式では発注しない工事もある。

地域の守り手育成型方式（各価格帯における一般土木工事の契約件数）



年度	契約件数		契約金額（千円）			
	全体	(一般土木)	合計	平均	最大	最小
R2年度	185	100	2,905,907	15,708	29,876	2,508
R3年度	181	119	3,297,973	18,221	29,810	3,410
R4年度	111	83	1,630,100	14,686	29,810	2,728
R5年(4月～11月)	79	59	998,015	12,633	29,260	2,853

○一般土木工事の2,750万円～3,000万円の契約件数について、R2年度16件、R3年度25件、R4年度10件、R5年度5件となっており、導入当初と比較し地域の守り手育成型方式による金額の大きい案件の発注割合が少なくなっている。

また、平均契約金額も減少傾向にあり、小規模な工事が地域の守り手育成型方式で発注される傾向にある。

(3) その他（相双管内について）

制 度	発注者
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の守り手育成方式の適用工事については地域の守り手育成方式で発注する。 ・相双管内では今年度、地域の守り手育成方式での発注案件が無い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地元企業の受注機会は確保されている。 ・復興事業等の期間が限られた中での工事が多く、1者応札による不調により事業の遅れが懸念される。

令和2～令和4年度、令和5年4月～11月における
条件付一般競争入札（3千万円未満）の契約件数及び入札参加者数

	一般土木	舗装	建築	電気設備	暖冷房 衛生設備	計
県北	118	25	12	17	9	181
県中	198	76	6	22	15	317
県南	94	50	6	4	3	157
会津若松	136	72	2	10	4	224
喜多方	91	45	5	14	5	160
南会津	46	16	6	5	1	74
相双	108	32	6	10	4	160
いわき	81	29	12	15	31	168
計	872	345	55	97	72	1,441

単位：件

	一般土木	舗装	建築	電気設備	暖冷房 衛生設備	全体
県北	4.01	3.80	2.83	3.76	2.56	3.61
県中	5.01	4.26	3.17	4.32	4.93	4.74
県南	2.28	2.48	2.33	2.50	1.00	2.32
会津若松	3.61	4.00	2.50	2.10	2.50	3.64
喜多方	2.76	4.20	2.00	2.64	1.80	3.21
南会津	1.33	1.25	2.50	3.40	1.00	1.54
相双	1.65	1.53	3.67	7.20	1.00	2.03
いわき	2.60	3.41	2.33	4.20	1.97	2.75
平均	3.29	3.44	2.67	3.91	2.57	3.31

単位：者

○相双管内の平均入札参加者数は2.03者となっており、南会津管内を除き他管内に比べ低い状況にある。

○地域実情等から地域の守り手育成方式が適用できない場合もあるが、地域の守り手を育成するという観点から地域の守り手育成方式対象工事についてはできる限り適用するよう検討するよう発注者へ促すこととする。

4 今後の方針

- (1) 3千万円未満となっている対象金額の引き上げやその他部局への適用拡大について、農林水産部及び土木部での運用状況や電子入札の導入状況を勘案しながら引き続き検討する。
- (2) 試行導入を継続し、発注者の地域の守り手の活用状況や入札結果を見ながら、本格運用へ向け制度見直しも含めた検討を引き続き行う。

5 検証項目毎の結果・評価 <参考>

令和5年9月の第91回入札制度等監視委員会において、地域の守り手育成型方式に関する入札結果（令和2～4年度）と（令和5年度4月～7月）を基にした分析・評価について報告しました。

今回、令和5年11月までの入札結果を加え検証項目毎に結果及び評価を取りまとめていますが、結果及び評価について、前回（第91回）報告と同様の傾向及び内容となっており、大きな変化はありません。

検証項目	要素	視点など
1. 認定業者数	・ 認定状況	管内・工種毎に認定企業が確保されているか
<p>【結果（資料2-1 P1 表1）】</p> <p>・ 発注種別によっては認定企業数が必要な内申数に満たないため、地域の守り手育成型方式を運用できない管内がある。</p> <p>令和4年度末 建築工事：2管内、電気設備工事：5管内、暖冷房衛生設備工事：5管内 （令和5年11月末建築工事：1管内、電気設備工事：5管内、暖冷房衛生設備工事：4管内） 〔第91回から変更なし〕</p>		
2. 指名状況	・ 指名回数	指名業者に偏りが生じていないか 【公正性・透明性の視点】
	平均指名回数	指名されなかった企業 契約件数
・ 令和2年度	9.5回	56者（12.8%） 185件
令和3年度	8.1回	104者（22.8%） 181件
令和4年度	5.7回	150者（31.6%） 111件
（令和5年度4月～11月）	4.6回	205者（44.8%） 79件）
<p>【評価】</p> <p>○令和4年度は発注件数も少なく、指名されなかった企業が多くなっている。</p>		

3. 固定化解消	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約状況 ・ 受注回数 	受注業者に偏りは生じていないか
<p>【結果（資料 2-1 P2 表2、P4 表3）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3回以上受注した企業の割合について、条件付一般競争入札 35.9%に対し、地域の守り手育成型方式 28.1%で7.8ポイント低い。 ・ 地域の守り手育成型方式について、5回以上受注した事例は南会津(15 者)、県南(2 者)、県中・会津若松・いわき(1 者)となっており、南会津は入札回数に対し企業数が限られているためと考えられる。 <p>【評価】</p> <p>○受注回数について、条件付一般競争入札と比較して 3 回以上受注した企業数の割合が低いかつ、県発注工事の受注実績のない企業も受注していることから、固定化の解消に寄与していると考えられる。〔第91回から変更なし〕</p>		
4. 競争性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 落札率 ・ 応札した業者の割合 ・ 入札参加者数 ・ 入札辞退理由の把握 	入札参加者数による適正な競争は確保できているか
<p>【結果（資料 2-1 P4 表4）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 落札率の平均について、条件付一般競争入札 94.7%に対して、地域の守り手育成型方式 96.0%であり 1.3ポイント上回っている。 <p>【結果（資料 2-1 P5 表5）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札参加者数の平均について、条件付一般競争入札 3.1 者に対して、地域の守り手育成型方式が 7.4 者で 4.3 者多い。 ・ 入札参加者数について、条件付一般競争入札は、入札参加者数が 1 者の工事が最も多く 40.6%、次いで 3~5 者で 28.7%である。 <p>地域の守り手育成型方式は、入札参加者数が 9 者以上の工事が最も多く 43.8%、次いで 3~5 者で 35.8%である。</p> <p>【評価】</p> <p>○地域の守り手育成型方式は条件付一般競争入札と比較して、入札参加者数が多くなっており競争性は確保されていると考えられる。〔第91回から変更なし〕</p>		
5. 品質の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受注者の格付等級 ・ 工事成績評定 	工事成績評定点の確認、比較
<p>【結果（資料 2-1 P5 表6）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受注者の格付等級について、 条件付一般競争入札は、A ランク企業が 79.7%、B ランク企業が 13.5%、C ランク企業が 5.0%、D ランク企業が 1.8%の工事を受注している。 地域の守り手育成型方式は、A ランク企業が 80.9%、B ランク企業が 13.2%、C ランク企業が 5.0%、D ランク企業が 0.8%の工事を受注している。 		

【結果（資料 2-1 P5 表7）】

- ・ 工事成績評定について、条件付一般競争入札の平均点 82.2 点、地域の守り手育成方式の平均点 82.1 点であり同程度である。

【評価】

○工事成績評定について、条件付一般競争入札と同等の品質確保は図られている。

6. 担い手企業の育成

・ 担い手企業の受注状況

担い手企業は育成されているか

【結果（資料 2-1 P6 表8）】

- ・ 工事箇所と同じ市町村に所在する企業が受注した割合について、条件付一般競争入札 67.6%に対し、地域の守り手育成方式 77.8%であり 10.2 ポイント高い。

【評価】

○地域の守り手育成方式の方が、地域の守り手となり得る地元企業の受注割合が多い。

その他

・ 不調率

・ 事務縮減

【結果（資料 2-1 P6 表9）】

- ・ 不調率について、条件付一般競争入札 15.9%に対し、地域の守り手育成方式 7.6%であり 8.3 ポイント低い。
- ・ また、地域の守り手育成方式の不調率は、令和 3 年度、4 年度と 1 桁であり、令和 5 年度（4 月～11 月）の不調率 4.8%と低い状況が続いている。
- ・ 事務縮減について、指名選考における判断基準や選考基準等を明確にすることにより円滑な事務となるよう令和 5 年度から見直しを実施した。
更なる事務縮減に向けて、事務的作業の改善を図っていく。

【評価】

○地域の守り手育成方式は、条件付一般競争入札と比較して不調率が低く、工事の計画的かつ円滑な執行に寄与すると考えられる。